

令和3～6年度運営指導における主な指導・注意事項（居宅介護支援）

項目	問題点	指導内容
勤務体制の確保等	事業所の営業時間中、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えていない。	○ 事業所の営業時間中、利用者からの相談等に対応できる勤務体制を検討してください。
居宅サービス計画書	サービス利用票について、利用者又はその家族から文書による同意を得ていない。	○ 居宅サービス計画書の第6表及び第7表のサービス利用票（別表）について、給付管理業務を行う月ごとに当該内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得てください。（第1表から第3表の居宅サービス計画書等に文書による利用者の同意を得た月は除く。）
	福祉用具貸与が必要な理由が記載されていない。	○ 居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、福祉用具貸与が必要な理由を当該計画に記載してください。
介護給付費の算定及び取扱い	特定事業所集中減算の取り扱いに誤りがある。	○ 80%を超えない場合にあっては、所定の様式で特定事業所集中減算の書類を作成し、事業所に2年間保存してください。
	入院時情報連携加算の算定区分に誤りがある。	○ 当加算は、令和6年度報酬改定において算定要件に変更がありました。情報提供日により算定できる区分が異なりますので、適切な区分で算定してください。 情報提供日の要件 入院時情報連携加算（Ⅰ）：入院した日の内 入院時情報連携加算（Ⅱ）：入院した日の翌日又は翌々日 ※取扱いの詳細は、具体的な例示が「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A Vol. 1）」の問119で図示されています。